＜労働基準法＞

☑選択式チェック

① 適正な賃金の額を支払うための手段たる相殺は、労働基準法第24条第１項ただし書によって除外される場合にあたらなくても、その行使の時期、方法、金額等からみて労働者の【　Ａ　】との関係上不当と認められないものであれば、同項の禁止するところではないとするのが最高裁判所の判例である。
② 休憩時間とは、単に作業に従事しないいわゆる手待時間は含まず、労働者が【　Ｂ　】されている時間をいう。
③ 使用者は、年次有給休暇の日数が【　Ｃ　】労働日以上である労働者に係る年次有給休暇の日数のうち、【　Ｄ　】日については、基準日から１年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。
④ 使用者は、【　Ｅ　】が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。

Ａ　経済生活の安定　　Ｂ　権利として労働から離れることを保障　　Ｃ　10　　Ｄ　5
Ｅ　妊娠中の女性

☑ここもチェック

□ 裁判所の判決により解雇が無効と確定した場合や、労働委員会による救済命令を受けて会社が解雇の取消しを行った場合の解雇日から復職日までの不就労日のように、労働者が使用者から正当な理由なく就労を拒まれたために就労することができなかった日は、出勤率の算定に当たっては、出勤日数に算入すべきものとして全労働日に含まれるものとする。
□ 付加金の支払義務は、使用者が解雇予告手当等を支払わない場合に、当然発生するものではなく、労働者の請求により裁判所がその支払を命ずることによって、初めて発生するものと解すべきであるから、使用者に労働基準法第20条の違反があっても、既に解雇予告手当に相当する金額の支払を完了し使用者の義務違反の状況が消滅した後においては、労働者は付加金請求の申立をすることができないものと解されている。
□ 限度時間（原則）

期間	限度時間	対象期間が３か月を超える１年単位の変形労働時間制を採用する場合
１か月	45 時間以内（時間外労働）	42 時間以内（時間外労働）
１年	360 時間以内（時間外労働）	320 時間以内（時間外労働）

□ 限度時間の特例（特別条項）

期間	限度時間
１か月	100 時間未満（時間外労働＋休日労働）
１年	720 時間以内（時間外労働）
１か月について 45 時間（対象期間が３か月を超える１年単位の変形労働時間制を採用する場合は 42 時間）を超えることができる月数・・・１年について６か月以内	

□ 労働者個人の実労働時間の上限規制

①	坑内労働等健康上特に有害な業務	１日について２時間以内（時間外労働）
②	１か月	100 時間未満（時間外労働＋休日労働）
③	2 か月、3 か月、4 か月、5 か月、6 か月の平均で、いずれにおいても１か月当たり	80 時間以内（時間外労働＋休日労働）

＜労働安全衛生法＞

☑選択式チェック

①　【　Ａ　】は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、【　Ｂ　】の意見に基づき、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な指示をすることができる。 ②　常時【　Ｃ　】人以上の労働者を使用する事業者は、定期健康診断を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

Ａ　都道府県労働局長　　Ｂ　労働衛生指導医　　Ｃ　50

☑ここもチェック

□　労働安全衛生法における主たる義務者である「事業者」とは、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない。）、個人企業であれば事業経営主を指している。これは、労働基準法上の義務主体である「使用者」と異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任を明確にしたものである。

□　給食従業員の健康診断は、事業に附属する食堂等における給食の業務の従業員に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、検便により行う（→定期に行う必要はない）。

□　ストレスチェックの実施者…①医師、②保健師、③ストレスチェックを行うために必要な知識についての研修であって厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士又は公認心理師

□　建築物に吹き付けられている石綿等（一定のものを除く。）の除去の作業を行う仕事を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の14日前までに、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

＜労働者災害補償保険法＞

☑選択式チェック

① 複数業務要因災害とは、複数事業労働者（「これに類する者として厚生労働省令で定めるもの」を含む。）の２以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡をいうが、「これに類する者として厚生労働省令で定めるもの」とは、負傷、疾病、障害又は死亡【　Ａ　】において【　Ｂ　】２以上の事業に同時に使用されていた労働者をいう。

② 傷病補償年金は、業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後【　Ｃ　】を経過した日又は同日後において、当該傷病が治っておらず、当該傷病による障害の程度が【　Ｄ　】に該当しているとき又は該当することとなったときに、その状態が継続している間、当該労働者に対して支給する。

③ 遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受ける者に係る労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたことの認定は、当該労働者との同居の事実の有無、当該労働者以外の扶養義務者の有無その他必要な事項を基礎として【　Ｅ　】の定める基準によって行われる。

Ａ　の原因又は要因となる事由が生じた時点　　Ｂ　事業主が同一人でない
Ｃ　１年６か月　　Ｄ　傷病等級　　Ｅ　厚生労働省労働基準局長

☑ここもチェック

□ 「心理的負荷による精神障害の認定基準」（２以上の事業の業務による心理的負荷の強度の判断）⇒①２以上の事業において業務による出来事が事業ごとにある場合には、異なる事業における出来事をそれぞれ別表１の具体的出来事に当てはめ心理的負荷を評価した上で、原則として、心理的負荷の強度を全体的に評価する。②心理的負荷を評価する際、異なる事業における労働時間、労働日数は、それぞれ通算する。

□ 複数業務要因災害に関する保険給付は、それぞれの就業先の業務上の負荷のみでは業務と疾病等との間に因果関係が認められないことから、いずれの就業先も労働基準法上の災害補償責任は負わない。複数事業労働者休業給付に係る待期３日間については、業務上の傷病による休業の場合と異なり、各事業主には、労働基準法76条による休業補償を行う義務はない。

□ 二次健康診断等給付を受けようとする者は、必要な事項を記載した請求書を、当該二次健康診断等給付を受けようとする病院又は診療所（「健診給付病院等」）を経由して所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。なお、二次健康診断等給付の請求は、原則として一次健康診断を受けた日から３か月以内に行うものとする。

□ 特別加入制度の対象として、下記の事業及び作業が追加された。

一人親方等の特別加入	・柔道整復師法第２条に規定する柔道整復師が行う事業 ・高年齢者雇用安定法に規定する創業支援等措置に基づき、委託契約に基づいて高年齢者が新たに開始する事業又は社会貢献事業に係る委託契約に基づいて高年齢者が行う事業
特定作業従事者の特別加入	・放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業 ・アニメーションの制作の作業

□ 特別加入者は、賃金を受ける労働者ではないため、給付基礎日額は、3,500円（一人親方等のうち家内労働者及びその補助者については2,000円、2,500円又は3,000円の給付基礎日額も可）～25,000円の中から特別加入者が希望する額に基づいて所轄都道府県労働局長が決定する。

＜雇用保険法＞

☑選択式チェック

① 雇用保険は、労働者が**失業した場合**及び労働者について【　Ａ　】**が生じた場合**に必要な給付を行うほか、労働者が**自ら職業に関する教育訓練を受けた場合**及び労働者が【　Ｂ　】**をした場合**に必要な給付を行うことにより、労働者の**生活及び雇用の安定**を図るとともに、**求職活動**を容易にする等その**就職を促進**し、あわせて、労働者の**職業の安定**に資するため、**失業の予防**、**雇用状態の是正**及び**雇用機会の増大**、労働者の**能力の開発及び向上**その他**労働者の福祉の増進を図る**ことを目的とする。

② 雇用保険は、第１条の目的を達成するため、**失業等給付**及び【　Ｃ　】を行うほか、**雇用安定事業**及び**能力開発事業**を行うことができる。

③ **失業の認定**は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が【　Ｄ　】から起算して**４週間に１回**ずつ**直前の28日**の各日について行われる。なお、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者に係る失業の認定は、**１か月に１回**、**直前の月**に属する各日（既に失業の認定の対象となった日を除く。）について行われる。

④ **基本手当の日額**は、**賃金日額**に**100分の80**から**100分の50**（受給資格に係る離職の日において**60歳以上65歳未満**である受給資格者については、**100分の80**から**100分の**【　Ｅ　】）を乗じて得た金額とする。

Ａ　雇用の継続が困難となる事由　　Ｂ　子を養育するための休業　　Ｃ　育児休業給付
Ｄ　離職後最初に出頭した日　　Ｅ　45

☑ここもチェック

□ 「賃金支払の基礎となった日数（**賃金支払基礎日数**）」とは、**現実に労働した日であることまでは必要なく**、**休業手当の支給対象となった日**や**年次有給休暇を取得した日**も**含まれる**。

□ **賃金日額**は、**算定対象期間**において雇用保険法第14条の規定により**被保険者期間**として計算された最後の**６か月間**に支払われた**賃金**（**臨時に支払われる賃金**及び**３か月を超える期間ごとに支払われる賃金**を**除く**。）の**総額**を**180**で除して得た額とする。

□ 各年度の８月１日以後に適用される自動変更対象額のうち、**最低賃金日額**に達しないものは、当該年度の８月１日以後、当該**最低賃金日額**とする。なお、当該**最低賃金日額**は、変更された自動変更対象額が適用される年度の４月１日に効力を有する最低賃金法に規定する**地域別最低賃金の額**について、一定の地域ごとの額を労働者の人数により**加重平均して算定した額**に**20**を乗じて得た額を**７**で除して得た額とする。

□ **正当な理由なく自己の都合により退職した場合の給付制限期間**は、**２か月**となるが、**当該退職した日から遡って５年間のうちに２回以上**（**離職日**を**基準**とする）、**正当な理由なく自己の都合により退職し求職申込みをした者**ついては、**当該退職にかかる給付制限期間**は**３か月**となる。

□ **高年齢求職者給付金の額**は、算定基礎期間が**１年未満**の場合は**基本手当の日額**の**30日分**、算定基礎期間が**１年以上**の場合は**基本手当の日額**の**50日分**である。

□ **一般教育訓練給付金と特定一般教育訓練給付金の給付率と上限額**

	給付率	上限額
① 一般教育訓練に係る教育訓練給付金	100分の20	10万円
② 特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金	100分の40	20万円

＜労働保険徴収法＞

☑ココもチェック

□　保険関係が成立している事業が**廃止**され、又は**終了**したときは、その事業についての保険関係は、**その翌日**に消滅する。なお、保険関係が消滅したときは、保険関係が消滅した日から**50日以内**に**確定保険料申告書**を提出して、**労働保険料の確定精算**をするだけでよく、保険関係の消滅についての届出は不要である。

□　**請負事業の一括**が行われたときは、下請負人の行う事業も含めて、その事業全体が元請負人の行う事業とみなされるため、元請負人のみを事業主として保険関係が成立するが、一定の規模要件（**下請負事業**に係る**概算保険料の額に相当する額**が**160万円以上**であるか、**又は請負金額**が**１億８千万円以上**であること）を満たす場合には、**元請負人及び下請負人が共同で申請**し、**厚生労働大臣の認可**があったときは、元請負人の請負に係る事業から下請負人の請負に係る事業を分離させ、当該**下請負人**を当該**下請負事業に係る事業の事業主**として、独立した保険関係を成立させることができる。

□　**賃金総額**には、その**保険年度中に使用した労働者に支払うことが具体的に確定したもの**であれば、**現実にその保険年度内に支払われていないもの**も**含まれる**。例えば、令和３年３月20日締切り、令和３年４月10日支払の月額賃金は、令和２年度の確定保険料の算定基礎となる賃金総額に含まれる。

□　政府（**所轄都道府県労働局歳入徴収官**）は、事業主が**所定の納期限までに確定保険料申告書を提出しない**とき、又はその**申告書の記載に誤りがあると認めるとき**は、**確定保険料の額を決定**し、これを**納入告知書**により事業主に通知する。なお、認定決定の通知を受けた事業主は、すでに納付した概算保険料の額が当該決定された確定保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した概算保険料がないときは、当該決定された確定保険料の額を、その**通知を受けた日から15日以内**に納付しなければならない。

□　**追徴金**は、**認定決定に係る確定保険料**に関して課されることは**ある**が、**認定決定に係る概算保険料**に関して課されることは**ない**。

□　**業務災害に関する保険給付**うち、**複数事業労働者に係る「非災害発生事業場」での賃金を基礎とした保険給付分は、「非災害発生事業場」における収支率の計算基礎に含めない。**

□　**督促、滞納処分、延滞金と労働保険料等との関係**

	督促	滞納処分	延滞金
労働保険料	○	○	○
その他徴収法の規定による徴収金（追徴金）	○	○	×

○⇒対象となる　×⇒対象とならない

＜労務管理その他の労働に関する一般常識＞

☑選択式チェック

① 女性の労働力率を年齢階級（５歳階級）別にみると、「25～29歳」と「【　Ａ　】歳」を左右のピークとし、「【　Ｂ　】歳」を底とするＭ字型カーブを描いている。（働く女性の実情）
② １年間を通じて実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者の状況別の企業割合をみると、「全員」（32.4％）及び「ほとんど全員」（33.7％）を合計すると約【　Ｃ　】割となっている。（就労条件総合調査）
③ 国籍別外国人労働者数は、「【　Ｄ　】」（外国人労働者全体の25.7％）が最も多く、次いで、「中国」、「フィリピン」の順。（外国人雇用状況の届出状況）
④ 男性の育児休業取得率は約【　Ｅ　】％となっている。（雇用均等基本調査）

Ａ　45～49　　Ｂ　35～39　　Ｃ　7　　Ｄ　ベトナム　　Ｅ　7.5（7.48）

☑ここもチェック

（注）特に断りのない限り、数値は令和２年

□ 有効求人倍率は1.18倍。（職業安定業務統計）
□ 就業者に占める雇用者の割合は約９割となっている。
□ 完全失業者数は191万人、完全失業率は2.8％。
□ 役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は約４割（37.1％）。
□ 役員を除く雇用者に占める有期の契約の割合は25.4％。（以上、労働力調査）
□ 障害者の実雇用率は、９年連続で過去最高の2.15％。法定雇用率達成企業の割合は48.6％。（障害者雇用状況の集計結果）
□ 一般労働者の男女間賃金格差（男性 ＝100）は、74.4。（賃金構造基本統計調査）
□ 完全週休２日制を採用している企業数割合は約４割（44.9％）、完全週休２日制が適用されている労働者割合は約６割（58.0％）。
□ 年次有給休暇の取得率は56.3％。
□ 労働組合の推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は、17.1％。（労働組合基礎調査）
□ 労使関係の維持について事業所の認識をみると、「安定的に維持されている」と「おおむね安定的に維持されている」を合わせた『安定的』と認識している事業所は約８割（81.9％）。（労使コミュニケーション調査）
□ 正社員以外の労働者がいる事業所について、正社員以外の労働者を活用する理由（複数回答）をみると、「正社員を確保できないため」とする事業所割合が最も高く、次いで、「１日、週の中の仕事の繁閑に対応するため」、「賃金の節約のため」の順。
□ 正社員以外の労働者がいる事業所について、正社員以外の労働者を活用する上での問題点（複数回答）をみると、「良質な人材の確保」が最も高く、次いで「定着性」、「仕事に対する責任感」の順。
□ 正社員以外の労働者（出向社員を除く）について、現在の就業形態を選んだ理由（複数回答３つまで）をみると、「自分の都合のよい時間に働けるから」が最も多く、次いで「家庭の事情（家事・育児・介護等）と両立しやすいから」、「家計の補助、学費等を得たいから」の順。（以上、就業形態の多様化に関する総合実態調査）

＜社会保険に関する一般常識＞

☑選択式チェック

① 市町村及び国民健康保険組合は、世帯主又は組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、【　A　】を支給する。

② 介護保険法において、「指定地域密着型サービス事業者の指定は、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスに係る地域密着型サービスを行う事業所ごとに【　B　】が行う。」と規定している。

③ 児童手当法において、「一般受給資格者（公務員である者を除く。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について【　C　】の認定を受けなければならない。」と規定している。

④ 児童手当の支給は、【　D　】の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

⑤ 令和元年度末現在の全額免除・猶予者数は583万人、全額免除・猶予割合（⇒全額免除・猶予者数が第１号被保険者数に占める割合）は約【　E　】割となっている。

A　特別療養費　　B　市町村長　　C　住所地の市町村長

D　受給資格者が（上記③の）認定の請求をした日　　E　４

☑ここもチェック

□ 社会保険労務士法人は、補佐人制度の事務を当該社会保険労務士法人の社員又は使用人である社会保険労務士（「社員等」という。）に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該社会保険労務士法人は、委託者に、当該社会保険労務士法人の社員等のうちからその補佐人を選任させなければならない。

□ 「提出代行事務」とは、労働社会保険諸法令に基づき事業主等が行政機関等に提出すべき書類について、その提出に関する手続きを代わってすることであるが、行政機関等に対して説明を行い、行政機関等の質問に対し回答し、又は提出書類について必要な補正を行う等の行為が含まれる。

□ 「事務代理」には、委任の範囲内で内容の変更等を行い得るのみならず、申請等について責任をもって処理できるよう当該申請等に係る行政機関等の調査又は処分に関する主張又は陳述を行い得る。

□ 当分の間、次のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあっては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外のものにあっては国民年金基金連合会に、脱退一時金の支給を請求することができる。

① 保険料免除者であること

② 障害給付金の受給権者でないこと

③ その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間及び個人型年金加入者期間を合算した期間をいう。）が１か月以上５年以下であること、又は請求した日における個人別管理資産の額が25万円以下であること

④ 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して２年を経過していないこと

⑤ 企業型年金の脱退一時金の支給を受けていないこと

＜健康保険法＞

☑選択式チェック

① 指定健康保険組合は、政令で定めるところにより、健全化計画（⇒指定の日の属する年度の翌年度を初年度とする【　A　】か年間の計画）を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
② 70歳以上であって療養の給付を受ける月の標準報酬月額が28万円以上である被保険者については、療養の給付に係る一部負担金の割合は３割とされているが、その場合でも、70歳以上の被保険者及びその70歳以上の被扶養者について算定した収入の額が【　B　】万円（被扶養者がいない者にあっては、【　C　】万円）に満たない者については、申請により一部負担金の割合が２割となる。
③ 全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、【　D　】年ごとに、翌事業年度以降の【　E　】年間についての協会が管掌する健康保険の被保険者数及び総報酬額の見通し並びに保険給付に要する費用の額、保険料の額（各事業年度において財政の均衡を保つことができる保険料率の水準を含む。）その他の健康保険事業の収支の見通しを作成し、公表するものとする。

A　3　　B　520　　C　383　　D　2　　E　5

☑ここもチェック

□ 地域型健康保険組合は、当該合併が行われた日の属する年度及びこれに続く５か年度に限り、不均一の一般保険料率を決定することができる。地域型健康保険組合が、不均一の一般保険料率の決定の認可を受けようとするときは、合併前の健康保険組合を単位として不均一の一般保険料率を設定することとし、当該一般保険料率並びにこれを適用すべき被保険者の要件及び期間について、当該地域型健康保険組合の組合会において組合会議員の定数の３分の２以上の多数により議決しなければならない。
□ 標準報酬月額の定時決定等における報酬支払基礎日数の取扱いとして、月給者で欠勤日数分に応じ給与が差し引かれる場合にあっては、就業規則、給与規程等に基づき事業所が定めた日数から当該欠勤日数を控除した日数を報酬支払基礎日数とする。
□ 在宅勤務・テレワークの導入に伴い、新たに実費弁償に当たらない在宅勤務手当が支払われることとなった場合は、固定的賃金の変動に該当し、随時改定の対象となる。また、在宅勤務・テレワークの導入に伴い、㋑支給されていた通勤手当が支払われなくなる、㋺通勤手当の支給方法が月額から日額単位に変更される等の固定的賃金に関する変動があった場合には、随時改定の対象となる。
□ 特定長期入院被保険者（⇒療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であって、当該療養を受ける際、65歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者）が、保険医療機関等のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、入院に係る療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。
□ 保険外併用療養費の支給対象となる先進医療の実施に当たっては、先進医療ごとに、保険医療機関が別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合していることを地方厚生局長等に届け出るものとされている。
□ 資格喪失後の傷病手当金又は出産手当金の継続給付の支給要件の１つである「資格喪失の際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けている」には、受給要件を満たしているが、事業主より報酬を受けていることにより、傷病手当金又は出産手当金の支給が停止されている者も含まれる。

＜厚生年金保険法＞

☑選択式チェック

①〔事例問題〕60歳台後半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である間の総報酬月額相当額が36万円であって、基本月額が15万円の場合、在職老齢年金の仕組みにより月額【　Ａ　】円の老齢厚生年金が支給停止される。

②　障害の程度が障害等級の１級又は２級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者があるときは、加給年金額を加算した額とする。また、受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者を有するに至ったことにより、加給年金額を加算することとなったときは、当該配偶者を有するに至った日の属する【　Ｂ　】から、年金の額を改定する。

③　離婚が成立したが、いわゆる合意分割の請求をする前に当事者の一方が死亡した場合において、当事者の一方が死亡した日から起算して【　Ｃ　】以内に、当事者の他方から所定の事項が記載された公正証書を添えて当該請求があったときは、当事者の一方が死亡した日の前日に当該請求があったものとみなされる。

④　合意分割の請求は、離婚等をした日の翌日から起算して【　Ｄ　】を経過したときは、原則として行うことはできないが、離婚等をした日の翌日から起算して【　Ｄ　】を経過した日前に請求すべき按分割合に関する審判の申立てがあったときであって、当該按分割合を定めた審判が離婚等をしたときから【　Ｄ　】を経過した後に確定したときは、当該確定した日の翌日から起算して【　Ｅ　】を経過する日までは合意分割の請求を行うことができる。

Ａ　２万　　Ｂ　月の翌月　　Ｃ　１か月　　Ｄ　２年　　Ｅ　６か月

Ａの計算式…（15万円＋36万円－47万円）×１／２＝「２万円」が支給停止される。

☑ここもチェック

□　老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した当時その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240未満であったときは、退職時改定により、その月数が240以上となるに至った当時加給年金額の加算対象となる者がいれば、加給年金額が加算される。

□　繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者であって、支給繰上げの請求があった日以後の被保険者期間を有する者が65歳前にその資格を喪失しても、退職時改定は行われない。この場合、その者が65歳に達したときは、65歳に達した日の属する月前における被保険者であった期間を当該老齢厚生年金の額の計算の基礎として、65歳に達した日の属する月の翌月から年金の額を改定する。なお、65歳以後に被保険者期間を有し、その資格を喪失した場合には、退職時改定が行われる。

□　特別支給の老齢厚生年金の長期加入者の特例の要件である「被保険者期間が44年以上」には離婚時みなし被保険者期間及び被扶養配偶者みなし被保険者期間は算入されない。

□　〔事例問題〕65歳に達し、第１号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金（年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数は144月）と第４号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金（年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数は180月）の受給権を同時に取得した際に、加給年金額の対象となる配偶者がいる場合、第４号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金に、配偶者加給年金額が加算される。

＜国民年金法＞

☑選択式チェック

① 60歳未満の妻に支給する寡婦年金は、妻が【　Ａ　】から、その支給を始める。
② 前納された保険料について保険料納付済期間、保険料４分の３免除期間、保険料半額免除期間若しくは保険料４分の１免除期間を計算する場合においては、前納に係る期間の【　Ｂ　】に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。
③ 申請により保険料の４分の３を納付することを要しないこととできる所得の基準は、被保険者、配偶者及び世帯主について、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（１月から６月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）が【　Ｃ　】万円に扶養親族等１人につき38万円を加算した額以下のときとされている。なお、扶養親族等は、所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族、所得税法に規定する特定扶養親族ではないものとする。
④ 年金給付を受ける権利は、【　Ｄ　】を経過したとき、当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該年金給付の支給に係る国民年金法第18条第３項本文に規定する支払期月の【　Ｅ　】を経過したときは、時効によって、消滅する。

Ａ　60歳に達した日の属する月の翌月　　Ｂ　各月が経過した際　　Ｃ　88
Ｄ　その支給すべき事由が生じた日から５年　　Ｅ　翌月の初日から５年

☑ここもチェック

□ 「在職老齢年金を受給する65歳以上70歳未満の厚生年金保険の被保険者」（＝国民年金の第２号被保険者ではない！）の収入によって生計を維持する20歳以上60歳未満の配偶者は、第３号被保険者とならない。
□ 第３号被保険者に係る被扶養配偶者に該当するか否か（主として第２号被保険者の収入により生計を維持すること）の認定は、健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法における被扶養者の認定の取り扱いを勘案して日本年金機構が行う。
□ 老齢基礎年金を繰上げ受給している場合でも、振替加算については、65歳から加算される。老齢基礎年金を繰下げ受給した場合には、繰下げ受給したときから振替加算が行われるが、この場合であっても振替加算額には政令で定める率を乗じて得た額の加算は行われない。
□ 寡婦年金は、死亡した夫が、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがあるときには支給されない。
□ 申請全額免除、一部免除に係る所得基準

	保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得（１月から６月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。）	
	扶養親族等がないとき	扶養親族等があるとき
①申請全額免除	67 万円	（扶養親族等の数＋１）×35 万円＋32 万円
②４分の３免除	88 万円	88 万円＋（扶養親族等の数×38 万円）（注）
③半額免除	128 万円	128 万円＋（扶養親族等の数×38 万円）（注）
④４分の１免除	168 万円	168 万円＋（扶養親族等の数×38 万円）（注）

納付猶予制度は①、学生納付特例は③の基準を適用
（注）38万円については、所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円、当該扶養親族等が所得税法に規定する特定扶養親族であるときは当該特定扶養親族1人につき63万円